

## 「投資信託等の運用に関する規則」の一部改正(案)

平成 22 年 9 月 10 日  
(下線部変更箇所)

新	旧
<p style="text-align: center;">投資信託等の運用に関する規則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (略)</p> <p>第 2 節 運用指図等 (取引等の指図)</p> <p>第 4 条 投資信託委託会社(投信法第2条第11項に規定する投資信託委託会社をいい、以下「委託会社」という。)は、証券投資信託の信託財産(以下「投資信託財産」という。)に係る運用の指図に当たって、当該運用の指図を行う時点における市場の状況や価格などを総合的に勘案した上で、投資信託財産にとって最も有利と判断する条件によって運用の指図を行うように努めるものとする。なお、取引所を通さない取引など引合いを要する取引については、当該判断に関する事跡を明確化するものとする。</p> <p><u>(取引等の指図に係る留意事項)</u></p> <p><u>第4条の2 委託会社は、投資信託財産の設定までに仕組債等の発行のための条件について事前調査を行う場合には、当該仕組債等への運用の指図において前条に規定する判断に当たって、当該仕組債等の価格及び利率等の条件は当該運用の指図を行う時点の市場の状況等により定まるものであり、当該時点でしか決定することができないことに留意するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p> <p>附 則 この改正は、平成 22 年 月 日より実施する。</p>	<p style="text-align: center;">投資信託等の運用に関する規則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (同 左)</p> <p>第 2 節 運用指図等 (取引等の指図)</p> <p>第 4 条 投資信託委託会社(投信法第2条第11項に規定する投資信託委託会社をいい、以下「委託会社」という。)は、証券投資信託の信託財産(以下「投資信託財産」という。)に係る運用の指図に当たって、当該運用の指図を行う時点における市場の状況や価格などを総合的に勘案した上で、投資信託財産にとって最も有利と判断する条件によって運用の指図を行うように努めるものとする。なお、取引所を通さない取引など引合いを要する取引については、当該判断に関する事跡を明確化するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>